

第3節 地域文化を創造し伝承する

地域において人々が誇りを持って生きるとともに、心の豊かさや安らぎを実感できる地域づくりのためには、生命の息吹に満ちた個性あふれる地域文化を創造していくことが必要です。

このため、地域における新しい文化の創造を目指して、優れた地域文化に触れる機会や日ごろの文化活動の成果を発表する機会を拡充するとともに、個性あふれる地域の文化を県内外に発信できる環境づくりに努めます。また、文化財を活用したふるさとづくりのため、文化財愛護の精神の高揚を図ることを通じて、「心のふるさと」とも言うべき郷土に伝えられる地域の貴重な文化財の保護・保存や、地域の人々が地域の文化財に親しむ機会の拡充を図ります。

(3) 地域文化を創造し伝承する

- ① 文化活動の振興
- ② 文化財の愛護と伝統文化の継承

項 目	具体的施策の方向
① 文化活動の振興	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 優れた芸術・文化に触れる機会の拡充 県文化センターや県立美術館、県立博物館などの文化施設において、優れた舞台芸術や音楽、美術などの鑑賞機会の拡充を図るとともに、県芸術鑑賞教室など、優れた芸術文化の鑑賞機会の拡充に努めます。 また、芸術鑑賞機会の少ない地域において、県総合美術展覧会の巡回展や家庭劇場の実施など、鑑賞機会の確保に努めます。 ▶ 日ごろの文化活動の成果発表の機会拡充 地域や世代、ジャンルを超えた様々な文化交流を促進するため、全県的な文化交流イベントとしての県芸術祭の内容の充実を図るとともに、県総合美術展覧会や県文学賞など、日ごろの文化活動の成果発表の機会の拡充に努めます。 ▶ 文化に関する情報提供システムの構築と活用の推進 インターネットなどを活用して、文化イベントや文化施設に関する情報を提供するシステムの整備を進めます。 また、県文化財センター白河館（愛称「まほろん」）における文化財センターデータベース及び文化財情報のインターネットを通じた公開を行います。 ▶ 全国規模の文化イベントの本県開催についての検討 文化活動に励む契機となるとともに、日ごろの活動成果の貴重な発表の場となることから、国民文化祭、全国高等学校総合文化祭などの全国規模の文化イベントの本県開催について検討を進めます。 ▶ 文化団体等の育成・支援 県民の自主的で活発な文化活動を促進するため、(財)福島県文化振興基金の助成事業の充実を図るとともに、国の芸術文化振興基金や民間企業の行う助成等について周知し、その活用を促進します。
② 文化財の愛護と伝統文化の継承	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 県・市町村・文化団体・他県との連携 県民の文化活動を支援するため、県と市町村の文化行政に関する情報交換、相互研修の推進を図ります。